

紀美野町第3回定例会会議録

令和3年10月5日（火曜日）

○議事日程（第2号）

令和3年10月5日（火）午前9時00分開議

- 第 1 発議第 1 号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を
求める意見書案について
- 第 2 一般質問
- 第 3 議案第 86号 令和2年度紀美野町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4 議案第 87号 令和2年度紀美野町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
の認定について
- 第 5 議案第 88号 令和2年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳
出決算の認定について
- 第 6 議案第 89号 令和2年度紀美野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の
認定について
- 第 7 議案第 90号 令和2年度紀美野町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認
定について
- 第 8 議案第 91号 令和2年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計歳
入歳出決算の認定について
- 第 9 議案第 92号 令和2年度紀美野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
の認定について
- 第10 議案第 93号 令和2年度紀美野町東部簡易水道事業特別会計歳入歳出決算
の認定について
- 第11 議案第 94号 令和2年度紀美野町西部簡易水道事業会計利益剰余金の処分
及び決算の認定について
-

○会議に付した事件

日程第1から日程第11まで

○議員定数 12名

○出席議員

議席番号	氏名
1 番	桐 山 尚 己 君
2 番	廣 瀬 隆 一 君
3 番	藤 井 基 彰 君
4 番	上 柏 皖 亮 君
5 番	七良浴 光 君
6 番	田 代 哲 郎 君
8 番	北 道 勝 彦 君
9 番	向井中 洋 二 君
1 0 番	美 野 勝 男 君
1 1 番	美 濃 良 和 君
1 2 番	伊 都 堅 仁 君

○欠席議員

7 番 西 口 優 君

○説明のため出席したもの

職 名	氏 名
町 長	小 川 裕 康 君
教 育 長	東 中 啓 吉 君
消 防 長	家 本 宏 君
総 務 課 長	坂 詳 吾 君
企画管財課長	中 前 貴 康 君
住 民 課 長	東 浦 功 三 君
税 務 課 長	坂 昌 美 君
保健福祉課長	森 谷 善 彦 君
産 業 課 長	吉 見 將 人 君
建 設 課 長	米 田 和 弘 君
教 育 次 長	曲 里 充 司 君

会 計 管 理 者 太 田 具 文 君
水 道 課 長 長 生 正 信 君
まちづくり課長 湯 上 増 巳 君
美 里 支 所 長 (湯 上 増 巳) 君
代表監査委員 菊 本 邦 夫 君

○欠席したもの

な し

○出席事務局職員

事 務 局 長 井戸向 朋 紀 君
事 務 局 書 記 西 本 貴 哉 君

開 議

○議長（伊都堅仁君） 皆さん、おはようございます。

西口議員から欠席届が出ていますので、報告します。

（午前 9時00分）

○議長（伊都堅仁君） これから、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の追加指名を行います。本定例会の会議録署名議員に、会議規則第126条の規定によって、8番、北道勝彦君を追加指名します。

それでは、日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 発議第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書案について

○議長（伊都堅仁君） 日程第1、発議第1号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書案について、議題とします。

提出者、美野勝男君、説明を求めます。

（10番 美野 勝男君 登壇）

○10番（美野勝男君） それでは、議員提出議案発議第1号を御覧ください。

発議第1号。

令和3年10月5日。

紀美野町議会議長伊都堅仁様。

提出者、紀美野町議会議員 美野勝男。

賛成者は、紀美野町議会議員 桐山尚己、廣瀬隆一、藤井基彰、上柏皖亮、七良浴光、田代哲郎、西口 優、北道勝彦、向井中洋二、美濃良和、以上10名であります。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書案。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提出理由について申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大により、地方財政は来年度においても財源不足が避けられない状況にあります。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、様々な課題とと

もに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、その財政需要に見合う財源確保のため、地方税財源の充実が不可欠であります。

このため、地方税財源の確保の観点から、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、国に対して本意見書を提出するものです。

それでは、意見書案を朗読します。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記、1、令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、ほかの地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

2、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特別措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

3、令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。

4、令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。

5、炭素に係る税を創設または拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

日付を入れまして、和歌山県海草郡紀美野町議会。

提出先として、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣宛て。

以上であります。

(10番 美野勝男君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これで質疑を終わります。

これから発議第1号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第2 一般質問

○議長(伊都堅仁君) 日程第2、一般質問を行います。

質問者は、一つの項目の質問を終了し、次の質問事項に入る場合は、質問の区切りが明確になるように、次に何々について質問しますと発言を願います。

一問一答方式により、質問時間は40分です。

一般質問の通告は5人です。

なお、本日、西口議員が欠席のため順番を繰り上げた上で4人が質問します。

それでは、通告順に従い、順次質問を許可します。ただし、議長の許可を得て、通告項目の順を変更することができます。

初めに、11番、美濃良和君の一般質問を許可します。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番(美濃良和君) おはようございます。

それでは、議長さんのお許しを得まして、一般質問をさせていただきたいと思います。

まず初めに、小規模太陽光発電について、そのうち50キロワット未満の小規模太陽光発電施設の設置についての問題について、お聞きしたいと思います。

この問題については、この地元の住民とのトラブルがあっちこっちで起こっていると、このようにお聞きするわけであります。1つには、反射光の問題ですね。最近のパネルはよくできていて反射はしないというふうに説明がされるわけですがけれども、私この道路を通っていて非常にまぶしいというふうなことを聞きましたので、ここは新橋のところですけれども実際に行ってみいました。もちろんこの光というのは、角度の問題がありますから24時間常に光ってるというわけではございません。しかしですね、ここでは大体5時過ぎから1時間近く光っていました。ちょうど家に皆帰る時間帯ですね。撮ったんですが、こういうふうに光っているんですよ。新橋を渡ったところなんですけれども、恐らくまだこの光は光ってるというふうに思うんですが、これは今年2021年、今年の2月から開設されてやってるところのものであります。ですから、この2月19日に運転開始したパネルですから最近のものであります。こういうふうにいると問題が起こってる、また何件かのお話を聞きましたけれども、最終的にはこのトラブルに対して住民のほう折れて解決をするとそういうことになっています。業者は企業ですから当然もうけを目的であります。それに対して先住である、住んでおられる方々に対して後から来る企業はそこで仕事をするんですから、敬意を持って話合いせねばならない。しかし、こういうふうなところから見れば、そういうふうに受けられないように思います。

例えばIターンの方々、Iターンのリーダーの方が言っていましたけども、この紀美野町に来たら敷居の上に立つなと、これは昔からの言い伝えというんですか、習わしというんですか、敷居の上に立つことは親の頭の上に立つと同じやというふうに私らも教えられてきましたけども、こんなことまでされてるのに対して、企業は非常に法律に守られたという形なんでしょうけれども、非常にそういう意味では問題があると思います。やっぱりこの地に来て事業をさせてもらう、つまりこちらの方々とともに生きる、共生をしていくというそういう意味合いからもこの話合いというのは対等にできることが必

要であるかと思います。

その原因になっているのが、この50キロワット未満の施設には県の条例が規制はないと、地元住民の声を反映させることが困難であることからこういうふうになっているという問題があるかと思います。この小規模太陽光発電は電気主任技術者を置く必要がないと、こういう問題もあるわけですね。

昨日の毎日新聞を見てみましたらこんな記事がありました。安価の保守管理模索と、保守管理が不十分な小規模太陽光発電所は少なくないと、太陽光発電協会の増川武昭企画部長は、小規模発電所で特に保守管理の意識が低い、発電量が落ちていることにも気づかないケースも多いと懸念するということでありまして、8月上旬の栃木県の下野市の住宅地にある太陽光発電所を訪ねると、入り口のフェンスが記者の腰ほどの高さの雑草に埋もれていたと、太陽光パネルにも一部雑草がかかっていた、出力50キロワット未満の太陽光発電所では電気保安の責任者を置く義務がない、ずさんな管理も散見されるが、所管の経済産業省も実態を把握できておらず、点検状況などを聞くアンケートを始めたところのような状況であるようであります。こういうふうにして、この毎日新聞ではこういうふうな施設を野良ソーラーというふうに言い方をされていますけれども、こういうふうな今後野良ソーラーというふうな形になってきた場合にどうするんかと、こういう問題もあるかというふうに思います。

意図的に分割して50キロワット未満にしているそういうふうなところに問題があるかというふうに思うんですね。福井地区で起こってる問題、これは49.5キロワットというふうな50キロワット未満ですね。これは6つに割られたところに設置されています。本来ならば、この6つがあっても49.5キロ掛ける6でなければならんのではないかというふうに思うんですね。それを何らかの形で割ってるというそういうふうな問題もあるかというふうに思うんですけれども、この辺のところを、分割してやるそのやり方について、これはやはり県、あるいは経済産業省に対してそういうふうな抜け道のようなやり方を許さないように、改善をするように働きかける必要があるかというふうに思います。

また、町としても住民合意を図る手段として実効性のある条例の作成と、意図的に50キロワット未満の設定をさせないため、先に申しましたが、国・県へ対して申し入れる、働きかける、そういう必要があるかというふうに思いますけれども、それに対しての見解をお聞きしたいと思います。

次に、残土処理施設の下流の対策についてお聞きしたいと思います。

6月議会におきまして残土処理施設についてお聞きいたしましたけれども、その直後に熱海市において積んだ土が崩落して大きな土石流となって大変大きな犠牲が払われました。亡くなられた方々に対しては、本当に心から痛みに対してお悔やみを申し上げたいと思いますけれども、こういうふうな大変な惨事が起こりました。

紀美野町はこの残土処理場は谷にカルバートを入れてるんだと、だから暗渠があるから上から来る谷の水は止めない、こういうふうに今までも説明されてきました。美里の時代にこれは造られまして、そしてこれに対して美里の時代から大丈夫ということやったんですけれども、何にしても、まずこの暗渠の問題ですけれども、谷というのは本来は地質が弱くてそこが流されて谷になるんですね。だから弱いところなんですよ。そこに暗渠のカルバートを置いたところで、その上流で崩落が起こった場合に暗渠の入り口を詰めてしまうと、こういうふうな問題も起こりかねないというふうに思います。最近では、昔のような状態じゃなくて、非常に大きな雨も降るわけでありまして。最近では線状降水帯などというようなことも言われるようになりましたけれども、この線状降水帯にも至らずとも大きな雨が起きた場合に今積んでいた土が流される心配、また今申しましたようにカルバートが詰められる心配等もあります。

私この質問の前にも見に行ってきたんですけれども、6月議会の前にもずっと谷を歩いてみたんですけれども、やはり木が生えていたり、障害物があるんですよ。障害物があつて、また一部コンクリを張る工事がされておりますけれども、それによって余計にこのその部分だけ水が早く流れると、そういうふうなことで当たるカーブのところがだんだん掘られてというふうな問題も起こってきています。

こういうふうなことから、谷というのは町の管理になってくるわけでございますけれども、この障害物になっている草木の生えてる問題、そういうことからこの管理をする必要があるかというふうに思いますけれども、障害物をなくすことによって被害を減らすと、こういうふうなことも考えられますので、それに対して町のお考えをお聞きしたいと思います。

次に、コロナ対策について、先の町長の挨拶の中でもこのことへの積極的な取組の姿勢が述べられました。しかし、コロナというのは二、三年かかると、こういうふうに国のほうでも言っておるわけでございますけれども、大変な問題であつて、今美野勝男議員が提案されたように財政的な問題もあることは十分に承知してます。

しかし、接種したワクチンというのは大体6か月くらいで効果が落ちてくるとこのように言われています。もう3回目の接種が必要ということでだんだんその方向になってきてるわけですが、この費用、自治体持ちというふうなことも言われているようでありますが、何にしても大変な財政状況の中ですが、この費用負担等をどういうふうに考えておられるのかお聞きしたいと思います。

次に、子供の貧困の問題からというふうな観点からナプキンの提供についてお聞きしたいと思います。

SDGsという言葉が私たちの目にも留まるようになりまして、先日は議会全議員研修の中でもこの問題が研修をさせていただきました。この中で、17ある目標の中の5番目がジェンダー平等ということになっていますね。そのことでこの生理の問題というのが、これはだんだんと理解がされてその認識がだんだん広がりつつあるわけでありますが、生理がなければ今の私たちもこの世に誕生してこなかったというふうなことでありまして大変重要な問題であります。その一方、今子供の貧困ということが大変深刻な状況になってきています。今国のほうでも調べれば大体14%の子供が子供の貧困というふうな状況になってきているようでありまして、ひとり親家庭においての子供の貧困の率もそれよりも大変大きいというふうな状況になっているようでもありますけれども、そういうふうな、子供たちが貧困だからということで渡すわけにもいかない、このナプキン等を公的な女子トイレに常時設置しておくということが今あっちこちの自治体で始まってきています。そういうようなことで、紀美野町においてもその必要があるかと思いますが、それについての見解をお聞きしたいと思います。

以上、よろしくお願いしたいと思います。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） それでは、美濃良和君の質問に対する当局の答弁を求めます。

住民課長、東浦君。

(住民課長 東浦功三君 登壇)

○住民課長（東浦功三君） おはようございます。

私のほうから、美濃議員の小規模太陽光発電についてという質問についてお答えさせていただきます。

まず、条例の制定についてなんですが、太陽光発電事業者、それと地元住民さんとの

トラブルに関しては全国的にも多く発生しております。でもそのほとんどは相互のコミュニケーション不足から生じるものと言われております。本町におきましても、同様の事案が起こっております。町といたしましては、地域の方々の不安や戸惑いを解消していただくべく、事業者に対し環境省が定める太陽光発電の環境配慮ガイドラインに沿って、地域の方々との対話の機会を設けていただき、理解を深める取組を行っていただきたい旨、申入れをするなどの対応を行ってまいったところでございます。

太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーは、地球環境の保全に寄与する必要不可欠なエネルギーとして推進されておりますが、このようなトラブルの発生は町としても懸念するところでございます。

しかしながら本町のような過疎地域では、太陽光発電施設の設置によって、地域住民の方々と事業者とのトラブルの原因になるケースが懸念される反面、土地所有者にとっては耕作できなくなった農地や管理できなくなった空き地の荒廃を抑止できるという利点があるのも事実でございます。

町としましては、太陽光発電施設に係る土地所有者の方々、周辺地域の住民の方々双方が不安や戸惑いを感じることがないように、条例制定を含め太陽光発電施設の規制につきまして、慎重に研究・検討しておるところでございます。

もう一点、意図的に50キロ未満に設定させないための国・県への要請についてという点ですが、いわゆる分割案件問題というのは資源エネルギー庁でも問題視され、令和2年4月から10キロワット以上50キロワット未満の事業用小規模太陽光発電施設に関して、FIT申請時の分割審査が厳格化され、また発電量の30%以上を地域内消費することを義務づけられるなどの地域活用要件が課せられるなど、規制が厳しくなっております。さらに令和3年4月からは10キロ未満の太陽光発電についても分割審査が行われるようになっております。また、県においても、市町村から情報提供があった場合には、県条例の対象になるかどうかというところの厳正な確認もされることになっております。

以上、答弁といたします。御理解いただきますようお願いいたします。

(住民課長 東浦功三君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 建設課長、米田君。

(建設課長 米田和弘君 登壇)

○建設課長（米田和弘君） おはようございます。

私からは、美濃良和議員御質問の２番目、残土処理施設の下流の対策についてお答えさせていただきます。

去る７月３日に、静岡県熱海市において、６月３０日から継続した豪雨による大規模土石流が発生しました。これにより多くの家屋が倒壊し、たくさんの被害が出たことは記憶に新しいことであります。

静岡県は当時、盛土に関しては届出制となっており、逢初川河口から２キロ程度上流の盛土についても届出のみで、谷あいの排水処理も行われない状態で盛土が行われていたものでございます。

その後、全国的に盛土調査が実施され、紀美野町においても同様の調査が行われているところであります。

一方、紀美野町の残土処理場につきましては、和歌山県と開発協議を行った上で実施しており、永谷川を暗渠で通水させ、表面水についても豎管及び暗渠を有孔管とすることにより、排水処理機能を十分に確保しております。盛土面の排水と安全対策に努めております。これは開設に当たり、処分場の安全性を確保するため、技術的な見地から専門のコンサルタント事業者に測量試験を委託し、それを踏まえた対策によるものでございます。

また、場内においても、沈砂池付近の法面改修や永谷川の暗渠管の敷設延長工事を行うなど、順次環境改善対策を行っている状況でございます。排水処理を十分に確保、また随時敷ならしや転圧を行っている面において、熱海市の盛土とは構造が大きく異なっていることを御理解賜りたいと存じます。

今後も、安全面に留意しながら、施設の管理に努めたいと存じます。

また、下流域の排水につきましては、改良の必要箇所はしっかり対策を行い、河床に堆積する雑木等、今後、管理体制を強化することにより河川の流路確保にしっかりと努めてまいりたいと考えております。

地域にとっては、流域の洪水や土砂流出についての不安を解消することが必要であると考えております。地元の意向を伺いながら、適切な対策を講じてまいりたいと考えてございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、答弁とさせていただきます。

（建設課長 米田和弘君 降壇）

○議長（伊都堅仁君）

保健福祉課長、森谷君。

(保健福祉課長 森谷善彦君 登壇)

○保健福祉課長(森谷善彦君) それでは、私のほうから、美濃議員の3つ目の御質問、コロナ対策についてお答えします。

当町の新型コロナウイルス感染症に係る予防接種につきましては、現在、接種を希望される方のほとんどの方が2回目の接種を終了されています。しかしながら、まだ接種されていない方もいますので、意向を再確認し、希望者には接種調整を行っており、今月中には接種していただく予定となっています。

そういった中、先般9月17日に開催された厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会では、諸外国において、2回接種をした場合であっても、接種後の時間の経過とともに、ワクチンの有効性や免疫が低下することが報告されていることから、日本においても3回目の接種を実施する方針が打ち出されました。

接種の時期は、諸外国の動向や現時点で得られている科学的知見から、2回接種の完了からおおむね8か月以上の間隔を空けた後とされています。

3回目接種に係る接種体制確保に必要な費用、消耗品であったり備品、案内費用については、厚生労働省から1回目、2回目接種と同様、地方負担が生じることのないよう、国が全額を負担する方針の下、必要な予算については今後措置する予定であると示されています。

なお、接種に係る医師、看護師の費用については、現在は方針はまだ示されておられません。接種に係る必要な費用などについては、12月議会でお示しできると考えております。

町といたしましては、国の今後の動向、方針に基づき、これまで同様、ワクチン接種が安全にそして円滑に進んでいけるよう、努めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

(保健福祉課長 森谷善彦君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 教育次長、曲里君。

(教育次長 曲里充司君 登壇)

○教育次長(曲里充司君) 美濃議員の4番目の、子供の貧困の問題の観点からナプキンを提供することについてお答えさせていただきます。

2015年の国連サミットにおいて、誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標で、2030年を達成期限として17のゴールと169の

ターゲットから構成されるSDGsが合意されました。

目標の5番目のジェンダー、ジェンダー平等を達成し、全ての女性と女の子の能力を伸ばし可能性を広げることを目標に、女性に配慮したインフラ整備の支援を通じて、女性の活躍推進の質の高い成長を目指すとしています。

本町の小中学校では、性教育を実施しており、その際、女子児童生徒にはナプキンの必要性について教育し、もしものときは保健室には無償でもらえるものを用意していることをお知らせしています。現状では、必要なときに保健室で渡せる形を取っています。生理によって、学習活動への影響も考えられますので、養護教諭等が対応したことを学級担任や授業関係教員と情報共有していくことができています。

学校での生理用品の扱いについては、子供が生理への対応として自分で生理用品を用意する習慣を身につけることも必要な保健指導であります。そのような観点から、学校内のトイレに生理用品を常備することは、現時点では考えておりません。

しかしながら、教育の場として、子供の貧困は見過ごせません。生徒の生活状況の把握に努め、家庭支援につなげていけるよう努力してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

(教育次長 曲里充司君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 以上で、1回目の答弁が終わりました。

これより、2回目以降の質問は、自席で起立して、通告項目に従い質問、答弁をしてください。

11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） まず初めに、太陽光についてお聞かせいただきたいと思っています。

今答弁いただきましたけれども、いろいろと取組が進められてきているというふうなわけでございますね。まず、分割を許さないということについては、今課長さんの答弁では、県のほうで審査がされているというふうなことが言われましたかね。この辺のところの説明をお願いしたいと思います。

それと条例については、具体的には、今私の聞いている範囲では橋本市の条例が一番条件で業者を自由にさせないと、こういうふうな形になっているというふうに聞いているんですが、その辺どうでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 住民課長、東浦君。

○住民課長（東浦功三君）

美濃議員の再質問にお答えいたします。

分割の審査についての県の審査についてまず1点、福井地区の案件につきましても、県に一応情報提供し、それは分割案件に当たらないのかということで審査というか意見を求めたこともあります。県の条例の範疇ではないのかというところで意見を求めました。その審査をしていただいて、審査基準があるようで、例えば土地自体が全く隣接していないとか、それとか中に使用する土地の間にまた別の土地が入ってあるとか、そういった基準を加味した上で分割案件にはちょっと当たりにくいなという意見をもらったこともあります。県については、そういったF I T申請のときの国の審査と同様審査をして、それでもしそういう分割案件であると認められる場合には業者に対して指導をし、それから国に対して報告するというふうに聞いております。

それともう一点、条例についてですが、橋本市の条例のことをおっしゃいましたが、条例につきましては、県内で6団体、3市3町で条例の制定をしておるのを確認しております。事業者に対して地域の理解を深める取組を行う努力義務を課すということが主な内容になっておると思います。そういった条例とは別に、内容は同様なんですけど、要綱制定が1市、それからガイドラインを策定してるところが1市あるということで、形態は違えど地域との調和に関して地元説明会の開催義務、近隣住民の理解を深める努力規定が主なものであります。そういった何かしらの事業者に対しての規制は今後必要になってくると思いますが、それについても今、先ほども申しましたとおり慎重に研究・検討しておるところでございますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（伊都堅仁君）

11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君）

その県の審査なんですけれども、この資料をお持ちですよ。福井のやつですけれども、ここで6つに割ってるんですが、そのうちの5と4ですね、清水橋から北のほうというんですか、小川橋のほう向けてありまして、その6番目がそれなんですけど、その小川橋の近いところで4番、5番と、これは田んぼが段にはなってますけども、もう隣接、引つついてるんですね。こんなところから見てみても、これは1つのものと見るのが正しいんじゃないかというふうに思われるんですけれども、その辺のところはどういうふうに審査されたのか、その見解はお聞きになっていきますか。

それから、今いろいろと検討していただいているというので条例については期待をしているところでございますけれども、私の手に入っているのは橋本市なんですけれども、これ見てみましても事前協議というものがございまして、その事業を実施しようとする

ものは事前に市長に申し出て、当該太陽光発電設備に関する計画について協議しなければならないと、また近隣住民への説明というものがあまして、この事業実施者は前条の協議の後、次条の規定による届出をする前に近隣住民に対し、当該事業計画の内容について十分な理解を得られるよう規則で定めるところにより説明が行わなければならないというふうに。あるとこで聞いたんですが、ある日突然うちの家で工事が始まって、言うてる間にできてしまうたんよって、これ町内のことですよ。こんなところもあるような非常に問題のある今やり方に対して、そういう実効的な条例というそういうものをつくっていただきたいと思います。

県の方針についてはどうでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 町長、小川君。

○町長（小川裕康君） 私から、議員の御質問の中の条例の整備の件について、まずお答えさせていただきます。

県の見解については、担当課長からまた御説明をいたします。

条例整備につきましては、先般、私も議員がおっしゃるその福井の方々から切実なる要望、御意見も承っております。私も皆様方のそうした切実な要望に対して共感できるところもございますということで、町としてできることは精いっぱいやっていきますというふうにお答えさせていただいております。

今、条例整備ということで、条例整備をすることによって町の意識というのが事業者に伝わっていくものというふうに考えております。議員言われたように、橋本市の条例を見ていただいているということでございますが、橋本市を含め3市3町で条例整備がされてるということで、私たちもそれも十分参考にさせていただいて、事業者への責務を、その大きなところは防災、環境保全、周辺の景観と調和への配慮であるとか、近隣住民の生活環境への配慮であるとか、そういったことを業者への責務として条例制定をしたと、そしてまた町として町への手続ということも当然のことながら条例の中に盛り込んでいきたいということで、できるだけ早い段階に条例案をつくって、議会に上程していきたいというふうに考えておるところでございますので、御理解いただきたいなと思います。

県の見解については、住民課長から御答弁いたします。よろしく申し上げます。

○議長（伊都堅仁君） 住民課長、東浦君。

○住民課長（東浦功三君） 美濃議員の再々質問のうち、分割審査の県の見解につ

いてお答えいたします。

清水橋から小川地区にかけての2か所についても県にも確認をしました。まさしく議員おっしゃった段差について、一体の同一敷地ではないと判断されたようで、そこについては上空から見ますともう一連に見えるんですが、それについては段差があるということで分割案件とは見なされないという県の見解でございました。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 分割を許さないということについて県へ申し入れていただくことについては、今申されましたけれども、段差があるからそれは別のもんだと、これはまさにそれは言い訳というんか、非常に業者の肩を持つてるというふうにしかなえないんですよ。それによって何が問題あるんか、その2枚の田んぼにそれぞれソーラーを設置していくんですから、これはもう線でつないだらいいだけのことでですから問題はないと、そういうふうな形で、先ほど課長言われたように遠くに離れている場合だったら、それでも線でつなげればできる場所も十分あるかというふうに思うんですけれども、そうじゃなくて隣引っついてるんですよ、ただ段があるというだけで。それもこの段を要するに線でつなげないようなものであるというふうなことでは絶対ないはずなんですよね。実際に紀南のほうで問題になりましたけれども、かなり離れたところでも線でつないでそれを1つというふうなことでやった、これはメガソーラーでしたけれどもそういうふうなことが問題になったというふうに思いますけれども、こういうふうに考えて、これでというふうなことで分割を許すということについてはしないようなそういう働きかけということは必要ではないかというふうに思いますが、もう一度お願いしたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 住民課長、東浦君。

○住民課長（東浦功三君） 美濃議員の御質問の中で分割案件の県への要請についてですが、町のほうからもこの案件については県の環境部局のほうに、これ分割案件に当たらないのかということでプッシュはしておりました。ですが、結局それは町で決めることではないので、町からは要望として言いましたけれども、県の条例の範疇になるかどうかというのは県が判断しております。そこで、私どものほうからでもそういう意見は述べさせてもらいましたが、結果的に先ほどの理由等により分割案件とは当たらなかったというところでございます。今後とも、こういう事案がございましたら、同様に

県に対して県の条例の範疇ではないのかというところで強く情報提供し、要望していきたいとそういうふうに考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 要するに50キロワット未満で電気技術者を置かない、そういうことが先ほど毎日新聞にも載ってたように野良ソーラーですか、そういう放置されたような形になっていくという問題もあります。当然、これは町の条例としてもそれについては十分にやっていただきたいと思うんですけれども、県に対してもその点についてはやはりもう一度、今こんなふうな状況になってるという説明を県のほうへ上げてもらいたいと思います。これは要望にして、次に進みたいと思います。

次に、残土処理の問題についてでございますけれども、しっかりと雑木の木の管理とかそういうふうなことをされるということでございましたけれども、先に言いましたけれども、地質上、谷は弱いと、こういうことになってきてるわけですね。要するにもともと山であったのがそこが弱いから雨にだんだんだんだんと崩されて崩落してこういう谷が掘られていくと、これはもう町内のあっちこっちにもそういうふうな状況になってきておりますので、それについては確認していただきたいと思いますが、そういうことでカルバート入れて暗渠の対策を取られていると、有孔管とかいろんなことをされているということでございますけれども、何にしても、先に言いましたように谷の一番最初のところもあるわけで、谷というんですか、カルバートが敷かれていった谷の一番上流に当たるところ、ここがもしそういうふうに土が崩落して土なり、当然土だけじゃなくて木もありますから、そこで入り口が塞がれた場合にその水がだんだんと浸食してくると、こういうふうな問題もございます。

今課長さん言われた十分に転圧もされてきてるんだというふうなことでございますけれども、最近の雨というのは非常に大きな雨が降るわけでございますので、そのことに対してそれで十分であるのかどうか、また住民の方にお聞きすると雨のたびに水が濁ってくると、もともとは木が生えたりして十分なところだったのが、最近では以前に比べて少ない雨でも濁ってくると、そういうふうなことから水をポンプで揚げているお宅ではポンプを壊れるので、そのたびにポンプ上げたりそういう仕事も増えてきているというふうなことも言われていました。

それから、地元の方々の心配というのは、もう一つは地元の意見を聞いていただくと

いうことでございますけれども、一番大きな心配というのは、あそこの旧370号の下を通っている暗渠なんです。これは本当に、前の6月委員会でも申しましたけれども、小さいんですよね。2メートルあるかないかの半月形のそういう穴が開いてるわけでございますけれども、これが詰まった場合どうなってくるのかという心配もあります。そういうふうな等々考えた措置が必要になってくるかというふうに思うんですけれども、何にしてもいろいろとこの辺のところを確認していただくということがされてるのかどうかですね、状況について。その辺はどうでしょうか、まずそれをお聞きしたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 建設課長、米田君。

○建設課長（米田和弘君） 美濃良和議員の御質問にお答えいたします。

残土処理場の問題につきましては、流域の皆様方には大変御迷惑をかけている部分もあると考えてございます。それに対応するべく残土処理場を開設するに当たり、考え得る対策のほうを行った上で実施しているものでございます。周辺の状況につきましては、随時職員共々確認のほうは行っておりますので、目視及び打音点検等々をやる中で、機能は十分保持されていると考えております。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 現場の確認をされているということでございましたら、そういうふうに370号の下にある暗渠も見てるわけですね。それはどうですか。

それから今説明になかったんですけれども、あまり多くない雨でも水が濁るとかそういうふうなことについてはどうでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 建設課長、米田君。

○建設課長（米田和弘君） 美濃良和議員の御質問にお答えいたします。

議員おっしゃりました370号の下の暗渠なんですけれども、それについても確認はしっかり行ってございます。十分機能は確保していると考えております。

それともう一点、雨のときに汚濁水が出るという部分につきましては、これにつきましては大変申し訳ないと考えてございます。現在、上流の暗渠管の延伸工事というのを実施しております。その加減でちょっと汚濁しやすい状態にはなっておるかと思うので、汚濁解消についても順次措置を講じていきたいと考えてございますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 旧370号のその暗渠は見られたということでございますけれども、機能してるということですが、普通の場合は機能してる思うんですけども、これが小さいがために心配があると、この辺のことについてはどのように考えておられますか。

それから、汚濁の問題は今そういう工事してるからということでございましたけれども、その前頃からあったという話なんですね。沈砂池を造っても濁った水はこれは止められやんのですよね、砂なんかは止まるか知りませんが。そのところについては今言う工事が終わっても心配があると思いますが、それについてはどうでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 建設課長、米田君。

○建設課長（米田和弘君） 美濃良和議員の御質問にお答えいたします。

370号線下のカルバートなんですけれども、小さいとおっしゃいますけれども決して小さくはございません。谷の規模、流域から考えて適切な大きさであると考えてございます。古い施設ではございますけれども、カルバートとしての機能は十分発揮しておると思います。

それと、汚濁については大変申し訳ない。これにつきましては、泥が表面を走ることによって現在まだ思うように埋め立てておらない部分もあります。それで、実際沈砂池というのは機能を滞留することによって泥水を下に落とす、それを浚渫することによって泥を解消するという形になろうかと思っておりますけれども、その機能を補完すべくいろいろちょっと対策を講じているような状態ではございます。

今後、その部分につきましても、しっかり対応していきたいと思いますが、以前あそこの残土処理場を開設するに当たって、実際改修をやってる部分につきましては狭いところがありました。その部分については河道の拡幅であったり、河床の改修であったり行っております。

河川の氾濫対策というんですかね、それにつきましては、主に河川の川幅の拡大、それと河床の掘削、それと築堤というような形、あと環境改善が考えられるんですけども、あそこの場合であつたら残土処理場が上流にございます関係上、土砂の流出対策というのも当然考えていかなければなりません。そういった部分で、土砂流出という部分について考えれば、河川の勾配につきましては緩やかなほうが好ましいような状態にな

ります。そのバランスを考慮した上で河川改修というのは実施してございますので、今後洗掘される部分であったり、不安になる部分、そういう部分についてはしっかりと改修はしていきたいと思います。ただ、いかんせん全部が全部人工物でやってしまうというのも周辺環境であったり川の流れにとっては適切ではない部分もあろうかと思しますので、その辺りは状況を見ながら、地元の意向も伺いながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 水の汚濁汚れ、これについてはなかなか具体的に対策というのは取りにくいんじゃないかというふうに思うんですけども、その関係の住民の方々に対して、やはりその辺のところを聞いておくと、状況を聞いたりというふうなことも必要ではないかというふうに思います。

それと、旧370号のところの暗渠については適切なものというふうに課長さんおっしゃられましたけれども、小さいことはないと言いますが、あれは小さくないんですか、どう見ても普通だったら橋とかそういうふうなものをつけても不思議じゃないようなところですよ。あれで大体高さにして2メートルないでしょう。あるんですか。あれで大体大きさはどんなものになっていますか。

○議長（伊都堅仁君） 建設課長、米田君。

○建設課長（米田和弘君） 美濃良和議員の御質問にお答えいたします。

その部分のカルバートの大きさなんですけれども、ちょっとはっきりした数字は持っていないんですけども3メートル以上はございます。3メートル、多分10ぐらいあったと、幅についたらあったと思います。それと、高さについては2メートル50以上は十分あるかと思しますので、御理解賜りたいと思います。

以上です。

○11番（美濃良和君） 汚濁の問題は。

○議長（伊都堅仁君） 休憩します。

休 憩

（午前10時05分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 再開します。

（午前 10 時 05 分）

○議長（伊都堅仁君） 建設課長、米田君。

○建設課長（米田和弘君） 汚濁水の問題については、具体的にどんなことが考えられるかということについては、汚濁水については、沈砂池で落とすのが一番有効であるということになっております。それと、それにプラスしまして、最近オイルフェンス、河川の工事に使うようなオイルフェンスであったり、ヤシガラ等々を使った汚濁対策というのもやっております。そういったものを組み合わせながら、適切な汚濁対策を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 11 番、美濃良和君。

○11 番（美濃良和君） 暗渠の大きさについては高さ 3.1 メートル、幅は 2.5 メートルあるということでしたけれども、先に申してましたように、半月形というんですか、丸いものじゃなくて半分にかまぼこというんですか、半月というんですか、そういうふうなものになってるんですよね。そういうふうなことの中で、一番広いところで下が 2.5 メートル。幅が 3.1 ですか、高さが 2.5 ですか。そういうふうなことでありましたけれども、全体的に上流からそういう長く障害物になってたものが流れてきた場合に、今後ことによったら、先ほど申しましたようにカルバートの先が詰まって浸食してきて山の木も流れてくる可能性もあると、そういうふうな場合に暗渠が詰まって福田周辺が水浸しになるというそういう心配があるわけですが、それについてはもう一度大丈夫であるのか、対策を取る必要があるかというふうに思いますけれども、もう一度お聞きしたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 町長、小川君。

○町長（小川裕康君） 美濃議員の御質問に私からもお答えしたいと思います。

大事なところは、流域住民の不安である、そういうことがあれば解消をしていくということが一番大事なところであろうと思います。議員がいろいろ心配してくれてる旧国道 370 号のカルバートの大きさであるとか、それは大丈夫かとかということも当然皆さんも心配されることがございますので、その大きさであるとか、また永谷川から流れて来て貴志川へ流れていくと、そういった状況を専門家にも見ていただいて、これで大丈夫かどうかという辺りの診断なんかもしていただくことによって、それを周辺住民

の方々にもお示しできれば安心もしていただけるんじゃないかというふうに思っておりますので、そういった取組をこれからしていきたいなと思います。

前々から福田の方々とも話し合いはしてきておりますけれども、きちんとした根拠といったこともお示しできれば住民の方々も安心していただけるんじゃないかと思っておりますので、そういう取組をしていきたいとこのように思っております。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） それでは、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、コロナ対策でございますけれども、必要なものについては町のほうで措置をしていくと、そういうことで住民の方々には心配はかけないということであったかというふうに思います。それでよろしいんですね。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） 美濃議員の御質問にお答えします。

美濃議員おっしゃられるように、費用については国が全額負担する部分であるとかまだ示されてない部分というのはあるんですが、住民の方々が安心して接種できるように町としてもきちんと進めていきたいと思っています。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） それでは、そういうことでよろしくお願ひしたいと思います。

次に、子供の貧困の問題からこのナプキンをそういう家庭的に困難な方々に対して提供することについて、先ほどの答弁でしたら保健室で渡してるんだとこういうことでございました。私たち心配するのは、子供食堂やってる方々もおっしゃられるんですけども、貧しいか貧しくないかとそれが分かること自体が非常に心配なんだと、ですから子供食堂においてもそういうふうな貧しい家庭の子だけじゃなくて一般的な方々のお子さんも来てもらいたいと、そういう中で貧困な状態にある子供たちも安心して食事をしたりとか一緒のこともしてもらえると、そういうふうなことが言われていました。

今言われているナプキンの問題についても、そういう心配をせずに誰もが持って使えらると、大体こういうものは特殊なものというふうなことでありますけれども、先ほど次長さんも言われたように、ジェンダー平等もそうですけれどもこれが子供たちにとって

も当たり前なんだと、それを町が支出したところでそれが問題はないものであるんじゃないですか、そういうふうな点から自由にとれると、そういう気を遣わずにとれるというような状況、これはもう本来ならば一般の成人の方についてもそういうもんだというふうに思うんですよ。ですから先ほど、もう一点、私の最初の質問は女子トイレ、学校だけでなく一般的なところも含めてそういう公的な、せめて公的な女子トイレには設置するべきだとそういうことであつたんですけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 教育次長、曲里君。

○教育次長（曲里充司君） 美濃議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思っています。

まず、教育の現場という形にはなります。ですので、もちろん児童生徒の抱える不安であつたりとか、悩みであつたりとかっていうのもその機会にちょうど養護の先生であるとか相談できるような機会にはなると考えております。その意味でも保健室のほうで生理用品を提供するというような形で現在も取り組んでるというようなところになります。

一般の公共施設、ジェンダーという視点でのということですけども、もちろんジェンダーとしては大切なことかも知れませんが、なかなか衛生的な関係で管理の仕方というのも非常に困難であるというのが予想されます。いろいろ各自治体のほうを情報収集させていただいて、なかなか県下のにも全国的にも全ての自治体がということまではまだまだ追いついてないような状況です。ですので、近隣の自治体、先行事例とかも研究はさせていただいて、どのような形が一番ベターなのかということもまた検討はさせていただきたいなとは考えてございます。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 今の答弁で、保健室で渡すのは体のことも心配なことが相談もできるからということであつたかというふうに思うんです。相談でしたらまた別に相談だけで保健室に行くこともできるので、それには当たらんというふうに思うんです。要は、管理が不衛生にならないかというそういう点を今申されましたけれども、これについてもやはりごみがたかるようなそういうふうな状況でなければ、当然、私あんまりその見ないんですけれども、要するに衛生な状態に置けるということはできるかというふうに思うんですね。そういう面で、今私は学校もそうですけれども、例えば子供

たちの学童保育とかいろんなところでもそれが利用できるというふうな状況にするべきだというふうに思うんですけど、もう一度お願いしたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 教育次長、曲里君。

○教育次長（曲里充司君） 美濃議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思っています。

悩みもいろんな種類がございます。もちろん近くにある養護の先生というのが一番その点でも相談しやすい存在であるとは認識してございます。ですので、その相談内容の糸口としても、またしかるべき関係機関と情報は共有して、子供の貧困ということをしてできるだけ家庭支援につなげられるような形で養護の先生が取りあえず生徒との窓口にはなりますが、そこから情報の提供というのもその横でまた連携を図れるとは現在考えてございます。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） もう一度だけお聞きしたいと思います。近隣等の自治体の状況もつかみながらということでもございましたけれども、何にしても、やっぱりこの問題がなければ保健の先生と話ができない、きっかけになるからということでもございましたけれども、そういう、これがなければこの問題がなければ先生に話のきっかけをつかめないということもないというふうに思うんですよ。そういう面で、やはり子供たちが気兼ねなくというんですか、そういうナプキンを使える状況にしていくということが必要じゃないかというふうに思うんです。

衛生面も、それについては衛生面を大事にした置き方というのがあるかというふうに思うんです。そういう点でもう一度御答弁いただきたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 教育長、東中君。

○教育長（東中啓吉君） ただいまの美濃議員の御質問にお答えします。

まず学校のことについてなんですけども、学校では貧困ということにかかわらず家庭から当然忘れてくるという児童もおります。また、そのことをなかなか言い出しにくくて、保健室には常に置いてるんですけども言い出しにくい、そういった子供も多いと思うんです。そういった子供たちのためにも、やっぱり養護教諭と担任が常に連携しながら、そして保健指導でも当然保健室に置いてるということを話をしてるようなんですけども、それをもっと充実させて、子供たちが相談しやすい状況を、あるいは保健室に行

きやすい状況をつくっていくというふうなことを指導の徹底を図っていききたいということです。

それから、公的機関、学校以外の例えば公的機関ということなんですけども、今次長のほうから話がありましたように、そこに置いておくということに関して、そういった衛生的な面もいろいろありますので、さらに先行をしているいろんな自治体のほうをまた研究しまして、いろいろ紀美野町もどうするかという辺りはまた考えていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 以上をもって美濃良和君の一般質問が終わりました。

しばらく休憩します。

休 憩

（午前１０時２０分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１０時３３分）

○議長（伊都堅仁君） 続いて、１番、桐山尚己君の一般質問を許可します。

（１番 桐山尚己君 登壇）

○１番（桐山尚己君） まず冒頭に、先般御逝去されました寺本光嘉前町長の御逝去を悼み、心より御冥福をお祈りするとともに、寺本前町長が長年にわたって町政をリードしてこられたことに関し、心より感謝の意と敬意を表するものであります。

そして、寺本町長の後を引き継ぎ、このたび小川新町長誕生ということで、改めまして小川町長におめでとうございますと祝意を表したいと存じます。町民の皆さんは、寺本町長の御逝去を悲しんでいらっしゃるわけではありますが、新たな小川新町長体制というものにも非常に期待をされております。この町民の皆さんの期待にぜひとも応えるべく、頑張っていただきたいなというふうに思う次第であります。

では、一般質問に入らせていただきます。

小川新町長は紀美野町の前身である旧野上町に生まれ育ち、旧野上町役場に長年勤務され、紀美野町発足と同時に助役、副町長を１５年余りにわたって務めてこられ、ナンバー２として寺本前町長を支えてこられたわけです。つまり、紀美野町全般に関して、

そして紀美野町行政に関して熟知をしていらっしゃるというふうに拝察をいたします。

この紀美野町全般を熟知されている小川新町政の基軸というものは何なのであるかと、既に小川新町長は寺本前町長の意志を引き継ぐという形で表明をされておりますけれども、この意志を引き継ぎ、どのような基軸を持って町政のかじ取りをされていくのか、またそこに小川カラーというものをどのように加えて新たな新基軸とも言えるかと思うんですけども、そういったものを打ち出していかれるのか、これについてお尋ねいたします。

2点目であります。紀美野町の少子化・高齢化・過疎化というのはもう随分前から進行している状況で、最新の2021年の9月末のデータによりますと紀美野町の高齢化率というのは47.4%であると。この数字がどれだけ高いものであるかを判断するための一つの指標として、日本全体の高齢化率を申し上げますと、同じく9月末の推計でありますけれども、29.1%、そしてこれが世界で断トツの1位であるという状況であります。2位はちなみにイタリアで、これも推計であります23.6%、そういう数字となっております。紀美野町の47.4%というのは、この世界2位の高齢化率のイタリアの倍、そういうすさまじい状況にあるわけですね。この状況を何としても打破していかなければいけない。このままでは相対的に増えていかれる高齢者を支える若い力がなくなってしまうという危機に瀕してるというふうに言えると思います。

若い力をどのように紀美野町にとどめておくのか、もしくは新たに迎え入れるかということの一つの大きなネックとして雇用というものがございます。この雇用をどのように確保していくか、一昔前であれば大企業の工場を誘致したりとかそういったことが可能でありました。しかしながらグローバル化が進行し、国内の各種産業が空洞化している現状に鑑みますと、そういった過去のようなモデルはもう期待はできません。では、残された選択肢というのはどれだけあるかというともう限られてるわけですね。その限られた選択肢の一つにサテライトオフィスの誘致であったり、ワーケーション需要への対応であったりということが挙げられると思います。

これは総務省の令和元年の報道資料に記載されてあるわけですが、サテライトオフィスが進出することによって得られる波及効果、これには移住希望者の増加であるとか、交流人口・関係人口の拡大であるとか、地域の活性化、遊休施設・空き家等の活用、地域産業の成長への寄与、新たな企業進出の誘発、このようなメリット、効果が期待されております。

限られた選択肢の中で紀美野町がどのような方向に進んでいくのか、これの大きなかじを切られるのはもちろん小川新町長であります。この状況を踏まえて、このワーケーションであるとかサテライトオフィスであるとか、こういった将来若者人口を増やすため地域活性化に資するための施策として、私は早急に町の戦略施策として取り入れていくべきだというふうに考えますが、これに対する新町長のお考えをお尋ねしたいと思います。

以上2点です。

(1番 桐山尚己君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) それでは、桐山尚己君の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長、小川君。

(町長 小川裕康君 登壇)

○町長(小川裕康君) 桐山議員から新町長町政の基軸についての御質問をいただきました。誠にありがとうございます。お答えさせていただきます。

私は9月28日の所信でも寺本前町長の意志を引き継ぎ、現在進めている事業の一日も早い完成を目指すことを述べさせていただきました。9月30日には議員の皆様にも御列席いただき下佐々浄水場施設更新工事の安全祈願祭が滞りなく終了し、いよいよ令和6年3月の完成を目指して工事が始まりました。議員の皆様も御承知のことと思いますが、10月3日に和歌山市で紀の川を渡る水管橋が崩落し、6万戸が断水するという大変な事故が起こっております。当町もすぐに職員と給水車を派遣し給水活動に当たっているところでございます。私たちも平成29年、そして平成30年の2回にわたり台風による断水を経験し、水の大切さを痛感してまいりました。

町民の皆さんが安心して暮らしていただくため日常生活に欠かすことのできない水道水を安定的に確保し、供給することが最も重要なことのひとつであります。50年先を見据えたこの事業を立派に完成に導いていきたいとこのように考えてございます。

また、町民の生命と財産を守る拠点である消防庁舎移転新築事業につきましては、昨年度に発足した建設検討委員会で4回の協議を重ねていただき、昨年度末に委員長から答申をいただいております。現在、候補地を絞り込む作業中であり、できるだけ早く候補地を決定し皆様にお示しし、この事業を円滑に進めることができるように尽力してまいります。

また、町の大動脈である国道３７０号並びに県道野上清水線、奥佐々阪井線などは町民の皆さんにとってかけがえのない道であると同時に、県内外から多くの観光客をお迎えする大切な道路であります。

紀美野町にはきれいな山、川、空、そして星のすばらしい自然があります。これらは町の大切な財産であり、大きな観光資源でもあります。

ふれあい公園や生石高原、リニューアルした星の動物園をはじめ町内には魅力のスポットである人気のパンの店やレストランなどがたくさんあります。また農家民泊も人気があり、きれいな自然と調和したことでお店の魅力をさらに引き立てているものと思います。また、自然を生かしたイベントなども開催され、県内外から紀美野町へ多くの観光客が来られ、そして交流人口、関係人口が飛躍的に伸びてまいりました。町の観光資源でもあるすばらしい自然を生かしてさらなる観光客の誘致に努めてまいりたいと考えております。いろいろなお店も起業され、観光協会の会員も大きく伸びてきております。今年の４月からでも１０店舗の加入があり、まだまだ伸び代があると思いますので、町としてもしっかりと支援してまいりたいと思っております。

開催が遅れていました道の駅検討委員会もできるだけ早く開催していきたいと考えております。道の駅は紀美野町民の思いを込めた町のシンボルとして、町民同士の交流の場として、また県内外から来られる多くのお客様をおもてなしの心でお迎えする施設でなければならぬというふうに考えております。

紀美野町に一度足を運んでいただき、おいしい空気、きれいな自然を満喫していただきながら、食事や買物でお金も落としてもらい、紀美野町のファンになっていただけることで町の活性化にもつながっていくものと考えております。

国道３７０号や県道整備が完成すればさらに多くの観光客をお迎えでき、そのことが移住・定住へもつながっていくことと確信しております。

また、私は子育て支援県下を目指してまいることも申し上げました。現在、紀美野町の子育て支援に関する施策として医療費は１８歳まで無料、こども園の保育料・給食費とも無償、小中学校の給食費無償など紀美野町の子育て支援は県下でも上位に位置していると思いますが、さらに充実してまいりたいと考えております。妊産婦から乳幼児への支援、そしてこども園から小学校、中学校へつなぎ、切れ目のない子育て支援に力を入れてまいります。紀美野町の未来を担っていただく子供たちが、伸び伸びと健やかに育ってくれるような施策を実施してまいりたいと考えております。そうしたことで、

紀美野町で子供を産みたい、紀美野町で子供を育てたいと思う方が増え、少子化対策、移住・定住事業へもつながっていくものと考えております。紀美野町の子育て支援で強みの部分と逆に弱みの部分を細かく洗い出し、できていないところを実施できるように努めていき、「子どもは町の宝物」を強く発信してまいりたいと考えております。

私は「町民のみなさんとともに」をスローガンに掲げ、町民の皆さんに寄り添ったまちづくりを進めてまいる所存であります。町民の方々は困りごとの相談やお願い事の折に役場に来られます。相談にはしっかりと耳を傾け、丁寧にそして分かりやすい言葉で説明し、町民の方に信頼される役場にしていかなければと考えております。また、町民の方との距離をもっともっと近くする努力を職員全体で行ってまいりたいと思います。

私たちの町は人口8,400人弱の小さな町であります。小さな町であるからこそできることがあります。かゆいところに手が届くようなきめの細かな行政を進め、町民一人一人が輝き、笑顔があふれる町を目指してまいります。そして、紀美野町の未来がキラリと光る、そうした町をつくっていくために全力を傾注してまいりますので、議員の皆様方の温かい御指導と御協力をいただきますことを心からお願い申し上げまして御答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

(町長 小川裕康君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 企画管財課長、中前君。

(企画管財課長 中前貴康君 登壇)

○企画管財課長（中前貴康君） おはようございます。

続きまして、私のほうからは、桐山議員の2番目のサテライトオフィスの誘致についての御質問にお答えいたします。

議員御質問の、若者世代の呼び込みに向けてサテライトオフィスの誘致や、ワーケーション需要の取組に注力する考えはないかという御質問につきましては、高齢化・少子化対策においても、若者世代の呼び込みの重要性は認識をしているところでございます。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、人々の働き方も変化しており、オフィスの在り方についても見直されている状況の中、当町におきましても、町有の遊休施設の活用について、県の関係部局と連携を取りながらサテライトオフィスの誘致を含め有効活用に向けた研究を行っているところでございます。

しかしながら、県内の公共団体で整備されたワークスペースでは利用者がごく少数で課題を抱えている施設もあると聞いてございます。

町といたしましては、今後も、企業のニーズの把握に努めながら、県と連携し町保有の遊休施設などを活用し、サテライトオフィスをはじめとする企業の誘致に向けて柔軟に対応してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

以上、簡単でございますが答弁とさせていただきます。

(企画管財課長 中前貴康君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 以上で、1回目の答弁が終わりました。

これより、2回目以降の質問は、桐山君の場合はその中央のマイクで、通告項目に従い質問、答弁をしてください。

1番、桐山尚己君。

○1番（桐山尚己君） では、まず最初の小川新町政の基軸について、再質問をさせていただきます。

寺本前町政の後を引き継いで、これまで重点戦略・施策として取り組んでこられたことを引き続き継続して、現在取り組んでいるものに関しては早期の完成を目指すというようなこともありましたけれども、小川カラーというものはじゃあどこにあるのかということですね。先ほど町長は最後に、町民の皆さんとの距離をもっと近く、これは町長だけではなく職員の皆さんを含めて、町民の皆さんに寄り添って、より距離を近くして一緒にまちづくりに取り組んでいきたいという趣旨のことをおっしゃいましたけれども、あえて寺本前町政との差、新たな小川カラーと、小川新町政の大きなポイント、新しい重点の一つとしてより町民の皆さんに近く、町民の声をしっかりと聞いて、先ほどのSDGsの文言にもありましたけれども、一人も取り残すことのないそういった町政に取り組んでいくと、そういうふう理解してよろしゅうございますか。

○議長（伊都堅仁君） 町長、小川君。

○町長（小川裕康君） 桐山議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、私が申した最後のところで、より町民との距離を近くすると、これを職員全体で努めていくということはこれはそのことによって役場に対する信頼も高まっていくであろうし、非常に簡単と言えば簡単であるんですが、なかなかこれを実行するというのは難しい、これはもう私も含めて職員全体が特に気をつけてしていくと、そのためにはできるだけ町民の方と出会う機会を増やしていくということと、その機会のときにはこちらから挨拶をして、こちらからお声かけて飛び込んで行って、町民の方とのコミュニケーションを図って距離を近くする。そして名前も覚えていただき、そのことによって

町民が役場に対する信頼も少しずつでも高まっていくものにつながっていくであろうということは特に考えておりますので、それは私のカラーというよりも、やっぱり町とすればそういう形で進んでいかなければならない、やはり人口8,400人という小さな町であるから距離を近くできるというふうに考えておりますので、それを徹底していきたいなと思ってます。そして、そのことによって町民の皆さんとの距離を近くする、高齢の方々の見守りなんかをもっともっと増やしていくことによって今言われたSDGsの一つである町民を一人も取り残さないということにつながっていくということになると思っております。町民の方々に寄り添ったまちづくりをと私も申し上げておりますので、それを徹底していきたいなというふうに思っております。

このことについては以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 1番、桐山尚己君。

○1番（桐山尚己君） ただいま町長のほうから再度御答弁がありましたけれども、町民の皆さんとの距離を少しでも近くと、コミュニケーションをしっかりと図ってというお言葉ありました。これは今町長おっしゃったように、簡単なようで実は最も難しい、基本的要素であるけれども最も難しいことのひとつであると私も認識しております。

紀美野町役場に限らず、公の機関、行政というのは国・県・市町村どこもやはり縦割り行政であつたりとか、住民の皆さん、国民の皆さんとのコミュニケーションがなかなか取れていないとか、住民の、国民の声を聞いてくれないとか、そういったことがいつも取り上げられるわけですね。それはもう何十年も前から言われてきてることです。でも、一見簡単そうに見えるような基本的なことですけれども、これがなかなか実際はできない、難しいという状況にあります。

先ほど町長おっしゃったように、8,400人という小さな自治体であるからこそできることというのがある。私は、このコミュニケーションの改善というのがその一つであるというふうに確信しております。細かいことは申し上げませんが、町内を回らせていただいて、やはり町民の皆さんからお声を聞かせていただいて多く挙げられることのひとつとして、町役場内でのコミュニケーションをもっと改善すべきじゃないのかと、横のつながり縦のつながりそういったところの情報共有というのをもっとしっかりとすべきじゃないのかということが1点と、町民と役場とのコミュニケーション、これに関しても多くの声を聞かせていただきました。広さとしては大変128キロ平米という広い町ではありますけれども、人口的には8,400人という小さな自治体である紀美野

町なわけですから、先ほど町長がおっしゃったように、その部分というのはしっかりとやはり強化をして、役場の皆さん、我々議会、そして町民の皆さんがお互いが信頼関係をしっかりと築いた上で同じ目標に向かってやっていくべきだというふうに私は考えます。

その意味においては、先ほど町長の御答弁にありましたコミュニケーションをしっかりと改善していくと、こちらから町民の皆さんのところに出向いて行って、町民の皆さんの声をお聞きするというふうな姿勢でいらっしゃるということは大変私もうれしく存じ上げますし、心強い次第であります。

そこで一つ提案なんですけれども、紀美野町内を熟知していらっしゃる小川町長ではありますが、やはり町内の状況というのは年々日々変わっていつているわけですね。町内を回らせていただいている、あつここにも人が住んでない、ここももういない、もうここも空き家になってるところが非常に多いわけです。そういった中で暮らしていらっしゃる地元の方々の声がどのようなものなのかというのは、やはりトップ自ら出向いて行って御確認いただけたらありがたいなというふうに思うわけですね。町内に幾つか区がありますけれども、もちろん現状のコロナ問題の渦中にあるわけですから困難な点は多々あるかと思えますけれども、各地区にぜひ早急に赴いていただいて、町民の皆さんの声を直接お聞きいただくということが私としてはこの新町政船出に当たって、非常に重要な点であるかというふうに存じますがいかがでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 町長、小川君。

○町長（小川裕康君） 大変ありがとうございます。今議員が言われたように町の各地区の様子を自分の目で見ると、そして自分の耳で話を聞かせてもらうというのは大変大事なことであるというふうに常々思っております。そういう機会をできるだけ早い段階で持って、そして地域の方々とお話をさせてもらう、コロナ禍で少しは収まってきておりますけれども、そういった様子も見ながら議員が言われたような形の各地区を回らせてもらうということを努めていきたいと、できるだけ早い時期に各地区を回らせていただきたいとこのように思っております。できれば、その折には議員の方々にも同席していただければ住民の方々もより有意義な会になっていくんじゃないかというふうに思っておりますので、できますれば一緒をお願いしたいとこのように思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 1 番、桐山尚己君。

○1 番（桐山尚己君） ただいま町長より、各地区に自ら出向いて町民の皆さんの声をしっかりとできるだけ早い段階でそれを行っていきたいというお言葉をいただきまして、大変ありがたく存じ上げます。我々議員も、町民の皆さんの声をいかに多く吸い上げて町政に反映していただけるようその声を届けるかというのが大きな責務の一つでありますので、ともに同席をさせていただいて町民の皆さんのお声を改めて伺うということに関しては、私自身個人的にはやぶさかではございません。ぜひ機会があれば同席させていただきたいなというふうに思います。

では、2 点目のサテライトオフィスに関する再質問をいたします。

先ほど企画管財課長のほうから、コロナ禍もあって働き方が変化してきたということで、日本全国様々なところで、自治体でサテライトオフィスであるとかワーケーションであるとか、そういったことに取り組んでおられる実態がございます。これは、ある意味デジタル化の効用ということであるわけですが、一方で和歌山県が推進しているサテライトオフィスの拠点が利用者がまだまだ少ないと、課題が残ってるということでございました。それはある意味当然であるというふうに考えます。和歌山県も本当に力を入れ始めたのは昨年度からだというふうに私は認識しております。和歌山市であったり橋本市であったり、先進地である白浜町であったり、そういったところが重点的に取り組んでいるわけですが、和歌山市はまだまだ始めたばかりということで、これから増えていくものだと、その証拠に先進地である白浜町は町の遊休施設を活用してまず行ったこの事業が、その遊休施設が満杯になり足りなくなり、さらに新たな専用の施設を造って誘致して、それもまたいっぱいになって、さらにまた次の施設を造ろうという段階にあるわけです。

私も、コロナ禍の前にプライベートで白浜に行ったときにちょっとそこをのぞいてみたことがあるんですね。働いていらっしゃる方は非常に伸び伸びとやっていたらというふうに見受けました。もちろん働いてる方々とお話する機会はありませんでしたが、そこを管理されてる方に聞いたところ、皆さん非常に生き生きとお仕事をされてると、白浜に移り住んでそこを拠点として子育てもしながら働き、物理的に必要な際には近くの白浜空港から東京の本社に行って帰って面と向かった議論をすると、そういったことができる、非常に快適であるというふうに皆さんおっしゃっていると。さらにはワーケーションの一環としてその拠点を 3 か月間だけ体験できる社員を一定人数設け

て、どんどんそういう人を3か月ごとに交換して行って、リゾート地白浜での新しい勤務形態というのを体験してもらおうと、そういったこともやられてるようでした。そういった取組を少しずつされて行って広げていかれて、白浜町のような現在の状況になるんじゃないかというふうに思います。

新たな事業を始める、一歩前に進むというのは非常に勇気がいるわけですね。お金もかかります。失敗したらどうしようというそのリスクも付きまといます。でも、紀美野町に残された選択肢というのは本当に限られてると思います。

こちらは2007年に出版された地方消滅という本なんですけれども、元総務大臣の増田寛也さんが中心になって作られたものです。この本を拝見すると、和歌山県の紀美野町2010年の人口に対して2040年の人口がどれぐらいになると予測されるかということであったり、もっと重要なこととして2010年の若年女性の人口が2040年の若年女性の人口どのように推移するか、この若年女性というのは妊娠をして次の世代を育んでいく世代ということであります。2010年に紀美野町で若年女性の人口が804人であったと、これに対して2040年には170人にまで減ってしまうという予測がなされております。非常に衝撃的です。

紀美野町の令和2年3月に出版された改訂版人口ビジョンにおいては、直近の人口の動向を反映した推計ということで、2040年に紀美野町全体の人口が何人ぐらいになっているかと、これが4,389人という予測が立てられております。一方で、改訂版の紀美野町人口ビジョン及び第2期紀美野町まち・ひと・しごと創生総合戦略によりますと、その概要を今見てるわけですが、これによりますと新しい人口ビジョンとして目標として掲げているのが、2040年に6,000人の人口規模を維持する、これを目指す、具体的には6,020人という数字で目標値が載っております。実態との差が約1,600人、これだけかけ離れてるわけですね。

2040年に4,389人から6,020人に持っていくための具体的施策というものが求められるわけですが、これまで各種施策に取り組んでこられましたけれども、年々人口は減り、高齢化率も高まり、2人に1人が高齢者であるという町になるのはすぐ目の前に見えてるわけですね。大きなかじ取りをしていく必要があるんじゃないかと、もう今すぐにでも、このように思うわけです。

先ほど企画管財課長おっしゃった不安定も確かにあります。でも、それを乗り越えて一歩前に進んでいくおつもりがあるのかどうか、ぜひとも町長のお考えをお聞かせいた

だきたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 町長、小川君。

○町長（小川裕康君） 桐山議員の再質問にお答えをいたします。

議員がお示ししていただきました人口ビジョンであるとか、まち・ひと・しごと創生戦略、これにつきましては私たちもその策定に携わった身として十分認識をしているところでございます。平成27年度にスタートした人口ビジョン、そしてまち・ひと・しごと創生総合戦略、2040年にはその当時で5,000人弱というような増田元総務大臣が示されてた数字というのがありまして、その折には2040年の目標人口を6,500人に定めました。

その後、いろんな施策をやってきておりましたけれども、見直しのときにはそれは難しいということで、6,000人ということで500人は下げたわけですが、議員おっしゃるように日本創生会議では4,600人というそういった数字も示されてるということで、それはもう私どもも熟知してるんですが、やはり目標ということで6,000人を目標にしていろんな施策を組み合わせる進めていって、何とか6,000人を確保したいというのはそういう思いで進めてきておるところでございます。大変難しいことでありますけれども、いろんな人口対策というのは一つや二つの施策ではなかなかこれは達成できないということはもちろん十二分に承知しております。いろんな施策を組み合わせる上で、一つずつ一歩ずつ少子化対策であるとか人口もそうですが、一歩ずつ進めていくことによって少しずつそれが達成できていけばなというふうに考えております。

議員おっしゃっていただいたサテライトオフィス、ワーケーションオフィスなんかについてもこれは先ほど企画管財課長も申しましたが、いろいろ研究段階にあるということで、これはなかなか難しいことではありますけれども、私たちとすれば挑戦していきたいというふうに考えております。それですぐに答えが出るというふうには思っておりませんけれども、地道な下積みを重ねていって、何年後、数年後かには花が開くような形の挑戦を続けていきたいというふうに思っておりますので、それについては町が今持っている遊休資産であるとかいろんなものを活用して進めていきたいなというふうに考えておりますので、いろいろ御意見とかお力添えをいただければと思っております。

以上、答弁といたします。ありがとうございました。

○議長（伊都堅仁君） 1番、桐山尚己君。

○1 番（桐山尚己君）

内閣府の新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識行動の変化に関する調査ということで、2020年6月21日に出版されている資料なんですが、この中で一旦テレワークを都会で経験された労働者の方々、この方々が地方への移住の関心が高まったかどうかということで聞かれたところ、約25%の方が、詳しく申し上げますと関心がやや高くなったが18.3%、関心が高くなったが6.3%、合わせると24.6%ですね。つまり4人に1人が地方への移住を視野に入れ始めてると、さらに年代別で見ますと20代、30代ではそれぞれ22.1%、20.0%の方々が地方移住への関心があるというふうに答えておられます。東京23区に限っては35.4%、実に3人に1人の20代の方が地方移住を視野に入れられてるということであり、これはある意味、我々地方にとっては物すごい追い風が吹いてるというふうに言っていることなんではないでしょうか。

読売新聞の2021年9月21日の記事では、山梨大学などの調査でこの直近1年にワーケーションを経験した会社員ら1,000人に対する調査を行ったと、このうちの約4割、制度がないけれどもワーケーションをしたという方が272人、制度はあるけれども使わずにワーケーションを行った方が177人という数字で、合わせて4割を超える方が制度のあるなしにかかわらず、そういったものにとらわれず個人でワーケーションの経験をしたというふうに出ております。

さらに、優秀な人材を確保するためにも企業はワーケーションを一つの働き方として促進する必要があるのではないかなというふうなこの山梨大学の教授の声も載せていらっしゃる。これはまさに、本当に今日本全国で働き方改革が進行中であって、新たなその需要をしっかりと満たすような労働環境を提供しない企業は市場から退出しなければならないというような時代になってきているということの証左ではないかなというふうに私は思います。

そういう絶好の条件下に今あるわけですから、和歌山県内の先進地を、例えば先ほど町長、町内の町民の皆さんのところに出向いて町民の皆さんの声を実際お聞きするに当たっては、議員の皆さんもぜひ一緒にということでありましたけれども、こういった新たなことに取り組んでいる先進地に我々議員は政務調査、研修ということで行かせていただくことがあるわけですが、そういったところに赴くに当たって、現場に赴くに当たって、私の逆提案なんですけれどもぜひ町の職員の皆さんも機会があれば一緒に行っていただきたいなと、そうすることによって先進地の状況を理解していただいて、

同じ土俵でいろんな議論ができると、そういうことにつながってくるのではないかと思います。

この今追い風が吹いているこの風をしっかりと捕まえるかどうか、さらにはそれを議会と行政がタッグを組んで進んでいけるかどうかと、その辺りは小川新町長の決断にもかかってるわけでありますが、この点について改めてお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 町長、小川君。

○町長（小川裕康君） 桐山議員から新たな提案もいただいているところでございます。議会と執行部というのは車で例えれば両輪とよく言われております。それがタッグを組んで新しいことに取り組んでいくというのは大変大事なことであり、ぜひおっしゃっていただければ私どもからもお願いしたいとこのように思いますので、どうかよろしく願いいたしたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 1 番、桐山尚己君。

○1 番（桐山尚己君） ただいまの町長の御答弁をお聞きして大変心強く思っております。町政と議会というのは両輪であり、しかもお互いがしっかりとした独立した存在で、ときには牽制し合いながら、ときには協力し合いながらということを健全な形で進めていくべきだというふうに私は思っております。その意味で、小川新町長と考えを同じくできているなという確認が取れたことは非常に喜ばしい限りであります。今後の小川新町政の方向性が見えたということで、ときには厳しいことを申し上げることもいとわず、我々議員としてもしっかりと取り組んでまいりたいと存じます。

今後のますますの小川新町政の成功、発展を祈念いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 以上をもって桐山尚己君の一般質問が終わりました。

しばらく休憩します。

休 憩

（午前 11 時 29 分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 0時56分)

○議長（伊都堅仁君） 続いて、6番、田代哲郎君の一般質問を許可します。

(6番 田代哲郎君 登壇)

○6番（田代哲郎君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

高齢者への補聴器購入助成について質問します。

全国でも数少ないんですが、実施している事例を紹介しながら質問しますのでよろしくをお願いします。

千葉県の印西市というところでは、今年の7月から補聴器購入の助成制度が始まりました。千葉県内では浦安、船橋両市に続いて3番目だそうです。人口急増地でもあり制度の拡充に期待が高まっています。

制度創設の経緯について同市の高齢福祉課では、市議会に助成制度創設の質問が出ていましたが、そのときは国が進めている難聴と認知症との研究成果を見てからという答弁でした。その後、市長サイドから制度創設を進めるようにとの話がありましたとのこと。当課の言う市議会の質問は、2020年3月議会で共産党の市議員が補聴器の必要な人の把握、補聴器の公的補助などについてたどしました。市長は、補聴器助成については難聴による認知機能低下に係る国の研究結果を踏まえたいとの答弁でした。共産党議員は、アンケートなどによる難聴者の把握を提起、また既に国際アルツハイマー病学会では難聴は認知症の最大の危険因子とされていると指摘し、すぐに創設すべきと求めました。

また静岡県でも焼津市で、今年の4月から補聴器購入費助成が始まりました。静岡県では長泉町、磐田市に続く3番目です。住民税非課税の人に限定するなどの問題もありますが、年金生活の高齢者に光が見えたと歓迎されています。

助成制度の正式名称は、高齢者保健福祉用具給付事業です。65歳以上の住民税非課税の人で、聴力が30デシベル以上が対象です。医師の証明が必要で、購入費の2分の1を助成し、上限が3万円となっています。

制度創設の経緯について同市地域包括ケア推進課は聴覚障害者団体からの要望があったのがきっかけだと言います。同市では300万円の予算で、8月6日現在、14件の申請があったとのこと。同会が、高齢者の補聴器購入時の助成を要望したのは昨年9月でした。鬱病や認知症予防のために補聴器の早期装用が必要であることと、必要性

が分かってでも高価で買えない人がいることを指摘し、制度の創設を強く求めました。

全国的にはまだそんなに多くの自治体が補助制度を実施してはいるわけでは無いんですが、高齢者や障害者の健康や福祉の充実に努めるというのは、今回の新しい町政の目標の一つでもあり、紀美野町でも補聴器購入の助成に取り組む考えがないか伺いいたします。以上です。

(6番 田代哲郎君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） それでは、田代哲郎君の質問に対する当局の答弁を求めます。

保健福祉課長、森谷君。

(保健福祉課長 森谷善彦君 登壇)

○保健福祉課長（森谷善彦君） それでは、私のほうから、田代議員の高齢者への補聴器購入助成についての御質問にお答えします。

聴覚障害による身体障害者手帳を所持している方は、9月末現在、81名おり、うち65歳以上の高齢者の方が70名と大半を占めています。

手帳を所持している方の補聴器購入については、障害者総合支援法に基づく補装具助成制度により、過去3年間で新規の方25名が利用されています。補聴器の購入は、障害の等級や補聴器の種類によって上限額が定められており、住民税課税世帯の方は1割負担、非課税世帯の方については負担なしとなっております。

さて、聴覚障害の程度はデシベルという音の大きさを示す単位を用いて表します。正常な聴力を持っている成人が聞き取れることのできる最も小さな音の平均がゼロデシベルと定められていて、数字が大きくなればなるほど大きな音を表す形となっています。

障害者手帳を持っている方で一番軽度の6級の方の基準は、両耳の聴力レベルが70デシベル以上でないと聞こえない、普通の会話が聞き取れない状態とされています。

しかしながら、聴力レベルが30以上50デシベル未満の軽度難聴の方で、小さな声が聞きづらかったり、50以上70デシベル未満の中等度難聴の方で、普通の会話が聞きづらい方は手帳の取得には該当しないため、補聴器の補助対象とはなりません。

さて、議員御質問の軽度難聴、中等度難聴の高齢者への補聴器購入助成について、現在、県内で実施している市町村はございませんが、議員御指摘のとおり、難聴は認知症の最大の危険因子との報告があります。

難聴のため、音の刺激や脳に伝えられる情報量が少ない状態にさらされてしまうと、

脳の萎縮や神経細胞の弱まりが進み、それが認知症の発症に大きく影響することが明らかとなってきました。

また、難聴のためにコミュニケーションがうまくいかなくなると、人との会話をつい避けるようになってしまい、そうすると次第に躁鬱状態に陥ったり、社会的に孤立してしまう危険があり、このことも認知症の危険因子として考えられています。

このようなことから、町といたしましても、軽度難聴、中等度難聴の方を対象とした補聴器の購入については、今後研究・検討をしてみたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

(保健福祉課長 森谷善彦君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 以上で、1回目の答弁が終わりました。

これより、2回目以降の質問は、自席で起立して、通告項目に従い質問、答弁をしてください。

6番、田代哲郎君。

○6番（田代哲郎君） 答弁で仰せのとおり、身体障害者手帳を保持してる人は、いわゆる身体障害者として補助が受けられます。ここで言うのは、そういう身体障害者手帳を取得するに至らない軽度難聴の対象者に対する補助のことについて質問しました。そういう補助制度を実施している自治体の実態をもう少し調べてあるんで、その状況を申し上げて、検討するということなんですが、申し上げて参考にしていただければということで質問します。

愛知県の設楽町の補聴器助成制度は、助成額上限5万円。加えて制度を活用して購入した補聴器の修理や調整のための費用の助成も含む内容です。設楽町の人口は4,600、その半数が65歳以上です。だから我が町よりもっと過疎化した状況です。

補聴器助成制度は2020年4月にスタートしました。65歳以上が対象で所得制限はありません。助成額は購入費用の3分の2の範囲で上限は5万円とされています。片耳1個なんですが、特に医師が必要と認める場合、両耳2個、上限10万円を装用することができるようになっています。

購入した補聴器の耐用年数が過ぎた場合は、再申請することができます。耐用年数期間中はかかった費用の2分の1の範囲内で1回限り修理・調整ができます。これは上限は1万円です。補聴器は購入したがちゃんと聞こえるようになるまで調整が難しいという話をよく聞くので、修理・調整の費用の助成も制度化したということです。

制度創設のきっかけは、2019年12月定例会でのやはり共産党の議員の質問でした。設楽町でもお年寄りの就労や社会参加に補聴器は必需品で、助成が欠かせないということで制度の創設を求めたものです。実際、介護保険認定に関わる聴力検査では、対象とした町内551人中、169人がやっと聞こえるなどで、4割強が難聴者だったということです。多くの高齢者が補聴器なしの不自由な生活を送っていることが伺えるとのことでした。

横山光明町長は、加齢性難聴者が元気で生き生きと暮らしていけるそんな状況をつくっていくためにも、補聴器の購入費用の負担軽減化は必要であるとし、時間をかけないで前向きに取り組んでいきたいと答えました。担当の町民課は、高齢者の方が日常会話はもちろん、町の広報無線が聞こえず有事の際に支障を来すことがないようにと、そういうことでした。紀美野町も高齢化率が高いので、いわゆる身体障害者手帳を持つ難聴者ではなく、そういう、いわゆる30デシベル以上の難聴者は少なくないと思いますし、高齢者が家に閉じ籠もってしまわないように紀美野町でも補聴器購入の助成に取り組むべきだと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） ありがとうございます。町といたしましても、認知症にできるだけならないように支援をしていきたいと考えております。どうしても加齢による難聴というのは50歳から始まって60歳前半では5人から10人に1人、60代後半では3人に1人、75歳以上になると7割以上の加齢による難聴があると言われております。紀美野町においても介護の認定を受けてる方のうち、その方は937名いらっしゃるんですけども、認知症の方550名ということで、58.7%の方が介護認定を受けてる方の割合としては高い状態となっております。

認知症対策として、認知症初期集中チームをつくって認知症対策に取り組んでいる状況の中、このような補聴器購入を含めて、高齢者の支援について今後研究・検討をしてみたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（伊都堅仁君） 6番、田代哲郎君。

○6番（田代哲郎君） 研究・検討をしたいという話ですので、どうかそっちの方向で進めてほしいと思います。

もう少し紹介しますと、先に紹介した千葉県印西市での話で、助成制度の導入を要望

した1人の82歳の高齢者が両耳に補聴器を装着していると、もう何回か買い換えているが、40数万円かかるということです。かなり補聴器というのは高い値段だということを、買っている人に聞いたらそういうことです。助成額の2万円は安いけど、年寄り年金暮らしの人が多いのでうれしいと言っています。

補聴器をつけてもそれで完璧に聞こえるわけじゃないので調整が大変だそうです。半年に1回程度、市外の購入した補聴器店まで1時間かけて行って調整します。これは、補聴器をつけている人は大概そういうことをしています。補聴器は安くても10万円くらいはするということで、助成額をもっと引き上げてもらえばありがたいということです。こういう悩みはこの町の高齢者からも時々聞くことがあります。補聴器を装着している高齢者の大半がそういう実情で、それでも完璧には聞こえないということだそうです。

こうしたことで、補聴器購入の検討をするということで、ぜひ助成に取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） 補聴器の購入制度について、軽度難聴、それから中等度難聴の高齢者の方への補聴器購入については、しっかり研究して検討してまいりたいと考えております。

また、補聴器の購入に当たって、調整期間もかなり期間がかかるという話もちよっと聞いたこともありますので、その辺り実際にそういう方を聞き取りも含めながら、どういう制度をしていったらいいかということを検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いします。

○議長（伊都堅仁君） 6番、田代哲郎君。

○6番（田代哲郎君） 町長の話の中にもありましたが、この町の子育て支援の支援制度というのは非常に充実した内容です。これはほかの町と比べてもかなり充実していますので、それは町外にも誇れる制度ではないかと思います。岡山県に奈義町というところが、確か奈義町だったと思うんですけど子育て制度が非常に充実してるということで、子育て応援宣言のまちということのを売り込みにしてます。役場へ行くと垂れ幕が下がってて、子育てするなら奈義町でって垂れ幕を下げています。そこでいろいろ話を聞きましたら、どうしても紀美野町のほうがこれだったら充実していると思って帰って

きたんですけども、もう子育てについてはこの町は十分な施策があると思います。

ただ、そしたら高齢者、障害者に対する支援制度というのはどうなんかということも考えさせられるところがあると思いますので、そういう点について、やはりこれから補聴器の問題だけではなくに、いろんな立場からそういう制度について、やっぱり研究したり検討したり、他の自治体の制度を視察したりということも必要になってくるんじゃないかと思います。そういう点でよろしくお願ひしたいということで質問を終わります。

○議長（伊都堅仁君） 今の質問と違うんですね。

○6番（田代哲郎君） 質問です。

○議長（伊都堅仁君） 町長、小川君。

○町長（小川裕康君） 田代議員から質問いただいて、先ほどから保健福祉課長が答弁させていただきました。何分にも、初めてというんですかね、今まであんまりじっくり検討したことがなかったものでございますので、いただきました他の町の状況であるとかそういったこともしっかり勉強して行って、うちの町にそぐうような形のことを考えていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

また、いろんな意味で高齢者の支援であるとか、難聴以外の障害者の方々への支援というのももっともっとしっかりやっていきたいというふうに思っておりますので、いろんな意味を含めて高齢者福祉の充実に努めてまいりたいとこのように思っております。どうぞよろしくお願ひします。ありがとうございました。

○議長（伊都堅仁君） 以上をもって田代哲郎君の一般質問が終わりました。

続いて、8番、北道勝彦君の一般質問を許可します。

（8番 北道勝彦君 登壇）

○8番（北道勝彦君） 行政とは、第一に住民の命と財産を守ることです。

質問1、救急待機所を毛原小西地区に造ることについて。

合併当時、毛原方面に救急車待機所を造らなければとの質問に、予算が組めませんとのことでした。現在は、昼のみ毛原地区を重点に巡回しているとのこと。夜は巡回しておらず、これでは救急の対応はできていません。住民は24時間安心できるよう毛原小西地区に救急待機所を造っていただきたい。

毛原小西地区は、長谷毛原・国吉・滝ノ川・谷・今西・桂瀬地区の中心で、長谷毛原地区まで10分で対応できます。住民からの要望もあり、早期に造らねばと思いますが、答弁願います。

2、洪水対策について。

県の洪水ハザードマップで海南鋼管の住宅地が洪水地域になっています。県は20年を目途に対応するとのこと、異常気象の昨今、地域住民の不安は募るばかりです。そこにお住まいの方々はどのように生活してよいのか大変困っています。

住民の命と財産を守る立場の町は、県にどのような対応をしていただくよう要請していただいたのかお聞きします。

(8番 北道勝彦君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) それでは、北道勝彦君の質問に対する当局の答弁を求めます。

消防長、家本君。

(消防長 家本 宏君 登壇)

○消防長(家本 宏君) それでは、北道議員の御質問、救急待機所を毛原小西地区に造ることについてという御質問に御答弁申し上げます。

かねてより、御説明をさせていただいておりますが、東部地域への分署等の必要性、これは十分理解してございます。しかしながら、財政面、また現有消防力等々鑑みますと、現状においては国から示されました消防の広域化に関する基本指針に基づき問題解決することが、最も適切な方法であると判断をしているところでございますので、御理解を賜りたいと思います。

また、消防署は、常に様々な災害を想定して、出動体制を整えておく必要があります。そのため一定数の職員を常に待機させなければなりません。

このようなことから、救急パトロール等については、消防本部職員が勤務する昼間のみとしているところでございますので、重ねて御理解を賜りたいと思います。

以上、簡単でございますが答弁とさせていただきます。

(消防長 家本 宏君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 建設課長、米田君。

(建設課長 米田和弘君 登壇)

○建設課長(米田和弘君) 続きまして、私からは、北道議員御質問の2番目の洪水対策についてお答えいたします。

近年の異常気象による降雨量の増加は、必然的に河川水位の急激な上昇要因となり、このことが河川の氾濫や護岸の洗掘等の災害を引き起こす大きな原因となっております。

海南鋼管団地をはじめ流域の皆様には洪水、浸水等の不安を解消することが必要であると考えてございます。

平成28年9月に和歌山県によって、河川の流速の調整や、経常的な流路を確保するため、貴志川の「紀の川水系 貴志川圏域 河川整備計画」が策定されました。本計画は、近年の豪雨災害が、紀の川との合流部の閉塞による貴志川の排水不良や、貴志川の土砂堆積により河川断面が小さくなってきていること、流域付近に増加する住宅等の浸水被害を防ぐなどの事業を実施していくための計画とされており、改修事業につきましては、下流域から順次進め、現在海南市野上中付近で事業が実施され、今後順次上流へと展開される予定となっております。

整備計画中、計画的に河川改修を実施する区間で挙げられている区間には、現在実施している海南市野上中付近のほか、紀美野町下佐々の海南鋼管団地付近から、下佐々庄原付近の1.6キロ区間等も含まれており、河道拡幅、築堤、河道掘削事業を原則下流域から順次行っていくと伺っています。決して、20年先ではございませんので、早期完成を県に引き続き強く要望してまいりますので、御理解いただきたいと存じます。

以上、簡単ではございますが、洪水対策についての答弁とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(建設課長 米田和弘君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 以上で、1回目の答弁が終わりました。

これより、2回目以降の質問は、自席で起立して、通告項目に従い質問、答弁をしてください。

8番、北道勝彦君。

○8番（北道勝彦君） 1、救急待機所が置けないならば、昼だけでなく夜も対応していただきたいが、対応していただけますかお聞きします。

○議長（伊都堅仁君） 消防長、家本君。

○消防長（家本 宏君） 北道議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほども答弁をさせていただきました。現有消防力において、やはりいろんな災害対応を考えますと、消防本部職員が勤務する時間帯での救急パトロール、また待機等は限界だと考えられますので、夜の待機というのはちょっと今の消防力においては困難だと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

- 8 番（北道勝彦君） もう 1 番目は結構です。
- 議長（伊都堅仁君） 今の質問のままでええの。
- 8 番（北道勝彦君） もう何ぼ言うたってあかんさけ、もうええわ。
- 議長（伊都堅仁君） はい。それでは次の質問してください。
- 8 番（北道勝彦君） 次、2 番目の洪水対策について。

もう一回、海南鋼管の区長と相談して県に要請していただけないでしょうか。お聞きします。

- 議長（伊都堅仁君） 建設課長、米田君。
- 建設課長（米田和弘君） 北道議員の御質問にお答えいたします。

海南鋼管の区長さんからは、具体的な要望等についてはちょっと町にはございません。現河川整備計画、とりわけ計画的に河川改修を実施する区間の整備等を早期に実施していただくというのが実現性があり優先順位が高いことであると考えております。整備計画の記載事業の早期の着手及び完成を引き続き要望してまいりたいと思っておりますので、御理解賜りたいと思います。

以上です。

- 議長（伊都堅仁君） 8 番、北道勝彦君。
- 8 番（北道勝彦君） 対応しちゃうって言うけど、海南鋼管で区長と相談してもらわな、どういう対応してほしいんか海南鋼管も要望がありますさかい、そこを曲げて、海南鋼管に行って区長と一遍相談してくださいよ。それから要請出してください。要請出すっちゃうたって、海南鋼管どうも設計してるよなや。洪水にならんよう、それも一遍聞いてもうて、それから県へこういうことあんねんちゅうことで要請してもらわな、ただ要請する要請するだけじゃ意味ない。もう一回、あんじょう相談して、海南鋼管こういうことをしてもらわな具合悪いちゅうことを県へ伝えていただきたい。
- 議長（伊都堅仁君） ちょっと休憩します。

休 憩

（午後 1 時 3 3 分）

再 開

- 議長（伊都堅仁君） 再開します。
- （午後 1 時 3 9 分）

○議長（伊都堅仁君） 以上で、北道勝彦君の一般質問が終わりました。

これで、一般質問を終わります。

◎日程第 3 議案第 86 号 令和 2 年度紀美野町一般会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第 4 議案第 87 号 令和 2 年度紀美野町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第 5 議案第 88 号 令和 2 年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第 6 議案第 89 号 令和 2 年度紀美野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第 7 議案第 90 号 令和 2 年度紀美野町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第 8 議案第 91 号 令和 2 年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第 9 議案第 92 号 令和 2 年度紀美野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第 10 議案第 93 号 令和 2 年度紀美野町東部簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第 11 議案第 94 号 令和 2 年度紀美野町西部簡易水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定について

○議長（伊都堅仁君） 日程第 3、議案第 86 号、令和 2 年度紀美野町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 11、議案第 94 号、令和 2 年度紀美野町西部簡易水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定についてまで 9 案を一括議題とします。

9 月 28 日に、説明が終わっていますので、これから議案第 86 号に対し質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで議案第 86 号に対する質疑を終わります。

続いて、議案第 87 号、議案第 88 号及び議案第 89 号に対し一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　これで、議案第８７号、議案第８８号及び議案第８９号に対する質疑を終わります。

続いて、議案第９０号に対し質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　これで、議案第９０号に対する質疑を終わります。

続いて、議案第９１号に対し質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　これで、議案第９１号に対する質疑を終わります。

続いて、議案第９２号に対し質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　これで、議案第９２号に対する質疑を終わります。

続いて、議案第９３号及び議案第９４号に対し一括質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　これで、議案第９３号及び議案第９４号に対する質疑を終わります。

お諮りします。

議案第８６号から議案第９４号については、１０人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　異議なしと認めます。

したがって、議案第８６号から議案第９４号については、１０人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

引き続いて、特別委員の選任を行います。

お諮りします。

ただいま設置された決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第７条第４項の規定によって、議長及び監査委員を除く全議員を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員は、議長及び監査委員を除く全議員を選任することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

明日6日から12日までの7日間を休会とし、13日午前9時から会議を開きたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

散 会

○議長(伊都堅仁君) 本日はこれをもって散会します。

(午後 1時42分)